

科学研究費助成事業（基盤研究（S））研究進捗評価

課題番号	23223001	研究期間	平成23年度～平成27年度
研究課題名	法と経済学的手法による国際知的財産担保法研究—方法論の充実と普及を目的として	研究代表者 (所属・職) (平成29年3月現在)	河野 俊行（九州大学・法学研究院・教授）

【平成26年度 研究進捗評価結果】

評価	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
○ A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(意見等)

本研究は、(1)統一法と国際私法ルール及び両者の関係に関する従来の考え方を再検討する研究と、(2)実態調査を踏まえた知財担保の研究とからなるが、いずれも知財担保法を素材とし、経済分析によって立法案の提示まで行おうとする理論的に独創的かつ実践的に重要な研究である。(1)の研究は、アメリカ、ヨーロッパ、国連における研究・立法案（UNCITRALの立法ガイドラインなど）と連動・連携させる形で進め、その成果をハーグ国際法アカデミーでの連続講演、国際法協会の知財・国際私法委員会のレポートなどとして公表し、国際的なインパクトを与えている。(2)の研究については、実態調査の低い回収率などの問題を抱えつつも、民商法雑誌の特集などの成果が予定されている。(2)の実態調査の問題点の補完を含めて、残された期間に研究の更なる進展が期待される。

【平成29年度 検証結果】

検証結果	当初目標に対し、期待どおりの成果があった。
A	知財担保に特化した当初の研究は、順調に進められたと言える。もっとも日本の実態調査が明らかにしたように、知財の担保融資など、この領域の安定的な実務構築は、まだ十分でなく、その背景には理論的な共通枠組みが確立していないことがうかがえる。今後、国際的に安定的な実務が構築されるまでは、理論においても、さらに背景となる制度設計においても、克服すべき課題はあるが、本研究は、その開拓領域において先駆的な一歩を示したものと評価できる。